

～ 育児休業手当金、介護休業手当金等の制度が見直されます ～

第1 育児休業手当金及び掛金免除について

1 育児休業制度の改正

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、育児休業等の対象となる子の範囲について、法律上の親子関係がある子（実子及び養子）に、次の2つの場合が追加されました。

- ① 民法第817条の8第1項の規定により、養親となる者が養子となる者を監護することとされた期間（特別養子縁組の監護期間）に監護されている当該養子となるべき者
- ② 都道府県知事が児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親である労働者に委託されている児童のうち、養子縁組により養子となるべき者（養子縁組里親に委託されている者等）

2 育児休業手当金（地方公務員等共済組合法第70条の2）

上記1により、育児休業の対象となる子に「① 特別養子縁組の監護期間に監護されている当該養子となるべき者」・「② 養子縁組里親に委託されている者等」が追加となることから、育児休業の対象範囲が広がり、それに伴い、育児休業手当金の対象範囲も広がることになりました。

3 育児休業期間中の掛金等の免除（地方公務員等共済組合法第114条の2）

上記1により、育児休業の対象となる子に「① 特別養子縁組の監護期間に監護されている当該養子となるべき者」・「② 養子縁組里親に委託されている者等」が追加となることから、育児休業の対象範囲が広がり、それに伴い、育児休業期間中の掛金等の免除の対象範囲も広がることになりました。

4 施行期日

平成29年1月1日から施行されます。

※ 平成29年1月1日前から、特別養子縁組の監護期間に育児休業を開始しており、平成29年1月1日をまたがって、引き続き特別養子縁組の監護期間の育児休業を取得している場合の育児休業手当金の支給は、平成29年1月1日分からとなります。

第2 介護休業手当金について

1 介護休業制度の改正

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、介護休業期間は、従来は連続する3月以内でありましたが、平成29年1月から、通算3月以内であれば最大3回に分割して取得することが可能となりました。また、雇用保険法における介護休業給付金の支給日数が祝休日を含めて93日までとされました。

2 介護休業手当金（地方公務員等共済組合法第70条の3）

（1）支給期間

上記1により、次のとおりとされました。

改正後	改正前
介護休業の日数を通算して介護休業手当金の支給日数が66日※を超えないものとする。 ※ 地方公務員等共済組合法の規定では、祝休日が除かれています。	介護休業の開始の日から起算して介護休業手当金の支給日数が3月を超えない期間とする。

※ 改正前は、介護休業手当金の支給を受けるためには、初めて介護休業の承認を受けるときに2週間以上の期間を一括して請求する必要がありましたが、改正後は、当該規定はなくなりました。

（2）給付上限相当額

- ① 平成28年12月31日までは、平成28年8月1日以後に介護休業を開始している者のうち、給付上限相当額を超えている者は、介護休業手当金を1日当たり12,927円で給付していました。
- ② 今回の法改正により、平成28年8月1日以後に介護休業を開始した者については、平成28年8月1日に遡って給付上限相当額を14,207円として支給することとされました。

3 施行期日

支給期間の改正については、平成29年1月1日から施行されます。

給付上限相当額の改正については、平成28年8月1日に遡及適用されます。

※ 平成29年1月1日前から介護休業を開始している者で、3月を超えていないもの（例：45日）のうち、平成29年1月1日をまたがって、引き続き当該介護休業を取得している場合、介護休業の残余期間を分割して介護休業を取得した者については、平成29年1月1日前の介護休業の日数（例：45日）と平成29年1月1日後の介護休業の日数を通算して66日に達するまで（例：21日）を当該者に対する介護休業手当金の支給期間として計算します。